

金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

令和3年1月26付け再改正省令の内容を盛り込み、2020/10/14版に追加・修正された箇所は次のとおりです。

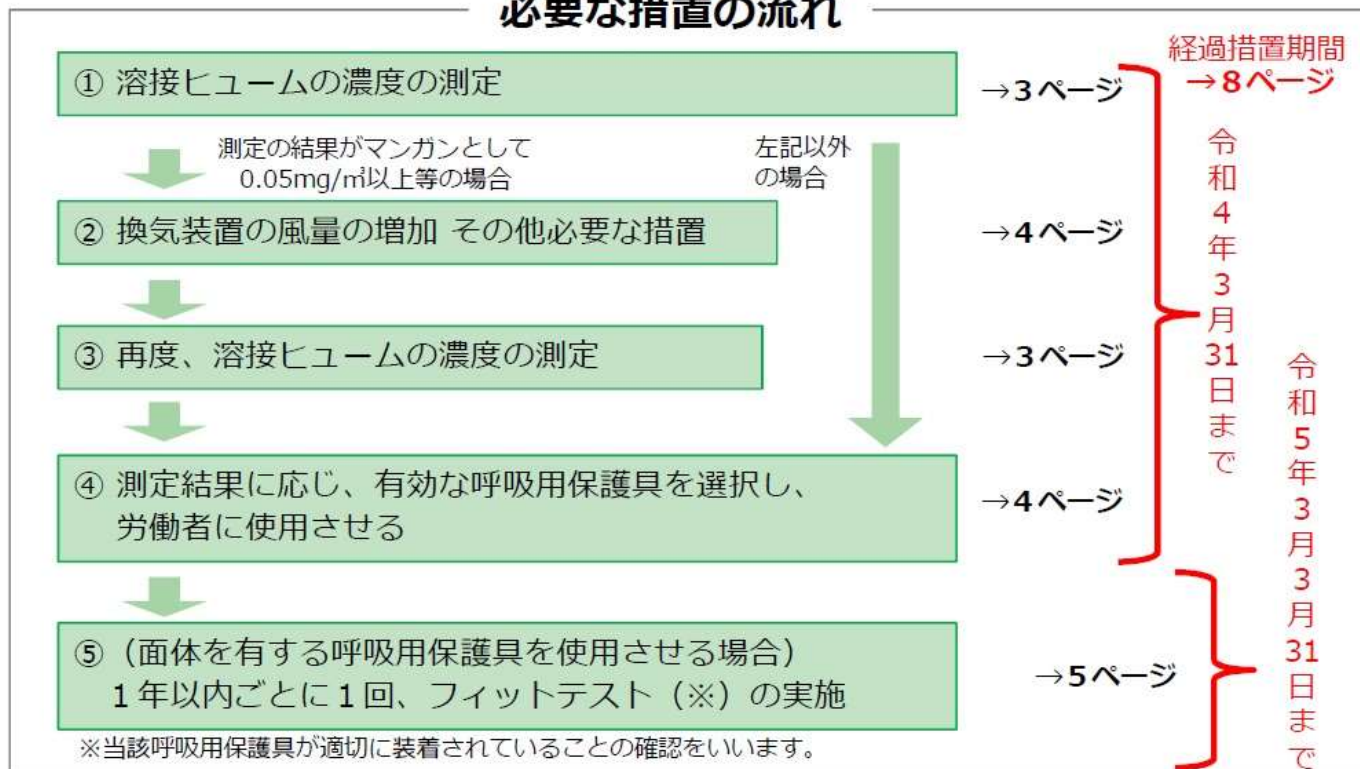
1P：経過措置の説明追加

改正政省令・告示は、令和3年4月1日から施行・適用します。

※一部経過措置があります（令和4年4月1日施行、フィットテストの実施については令和5年4月1日施行）

2P：必要な措置の流れが以下の表に差し替え

必要な措置の流れ



4P：溶接ヒュームの濃度測定の記録の保存年限について説明追加

③ 個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度の測定等を行ったときは、その都度、必要な事項を記録します。

（当該金属アーク溶接等作業方法を用いなくなった日から3年保存）

8P：施行日・経過措置が以下の表に差し替え

規制の内容	2021(令和3)年				2022(令和4)年				2023(令和5)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
溶接ヒュームの濃度測定・呼吸用保護具の使用等	・現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、令和4年3月31日までに溶接ヒュームの濃度の測定を行う必要があります。 ※測定を行った場合、「換気風量の増加その他必要な措置」を講じていただく必要があります。 ・現時点でも、粉じん則の規定により、金属アーク溶接等作業に従事する労働者に、有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。 ・令和4年4月1日以降、特化則と粉じん則に基づく防じんマスクについては、いずれか防護性能の高い方を使用しなければなりません。				溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)							
					換気風量の増加その他必要な措置(4/1～)							
					再度の溶接ヒュームの濃度測定(4/1～)							
					呼吸用保護具の選択・使用(4/1～)				フィットテストの実施(4/1～)			
特定化学物質作業主任者の選任					選任義務(4/1～)							
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置					実施義務(4/1～)							

8P：改正内容に関する通達・資料のリンク先変更

改正内容に関する通達・資料はこちら
厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html



※現時点での法改正の内容等は厚生労働省ホームページでご確認ください。また、本リーフの再配布、転用はしないでください。